[令和７年４月作成]

非木造戸建て住宅の耐震診断・改修費等補助のご案内

岡崎市では非木造の戸建て住宅の耐震診断・改修費等の一部を予算の範囲内で補助します。

◆耐震診断費補助　上限９万円

【対　象】昭和５６年５月以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の一戸建ての住宅（併用住宅を含む）の耐震診断で建築士事務所登録のある建築士の行うもの

【補助額】上限９万円（診断に要する費用の２／３以内）

◆耐震改修設計、工事費補助　上限１００万円

【対　象】耐震診断で倒壊の恐れがある（Ｉｓ値が**０．６未満**）と診断された昭和５６年５月以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の一戸建ての住宅（併用住宅含む）

◇設計　地震に対し安全な構造にするため、**建築士事務所登録のある建築士**が設計を行い、市が定める第三者機関で計画評定等を受けたもの

◇工事　前記の計画評定等を受けた設計に従い、改修工事（設計者が工事監理）を行うもの

【補助額】上限１００万円（耐震改修工事費+改修設計費）

◆耐震改修工事費
（耐震改修工事費×８０％×９０/１００以内かつ上限９０万円）

◆改修設計費補助
（設計費の２／３以内かつ工事費×８０％×１０/１００、上限１０万円）

◎受付期間

令和７年４月１日（火）～令和７年１２月２６日（金）

※ 完了報告書は令和８年２月６日（金）までに提出してください。

◎ 診断・設計・工事 請負契約前（診断・設計・工事 着手前）に補助金申請を行い補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

◎ 事前に診断・設計・工事に着手している場合は補助金を交付することができません。

◎ 耐震改修工事費の補助金は、代理受領（補助金を工事業者に代わりに受領してもらうことで補助金相当額の工事費の支払いを軽減すること）ができます。
支払いを軽減すること）ができます。

◎ 令和７年４月以降の工事は建築確認手続きの対象となる可能性がありますので、補助金申請の際には手続きの必要性の確認をお願いします。

～この案内に関するお問い合わせは～　岡崎市住環境政策課 住宅施策係（西庁舎１階）

TEL：０５６４－２３－６７０９　FAX：０５６４－２３－７５２８

[令和７年４月作成]

【非木造戸建て住宅の耐震診断・改修費等補助事業の流れ】

＜申請者＞		＜岡崎市＞
○申請者から耐震診断・改修の依頼 耐震診断・改修等の内容について市へ事前相談（既設図（診断）、計画図・計算書（改修）持参） ○補助金交付申請書類の作成 ・提出書類はチェックリストを参照	**事前相談**	**事前相談** ・補助の対象の確認 ・補強工事の内容 ・申請書の書き方　等
①補助金交付申請書提出 ・１部提出。 ・申請受付は令和７年12月26日（金）まで ＊交付決定通知後に申請者と請負契約	**補助金申請**	**申請書審査** （14日前後かかります） ↓審査ＯＫ↓ 市から申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付。 （改修の場合は中間検査の実施時期を記載）
②着手届提出 ・補助金交付決定日 ・工事着手予定日 いずれか遅い日から20日以内に着手する。着手してから10日以内に着手届を提出 ・請負契約書の写しを添付	**着　手**	
＊変更承認申請書・変更届出書（補助金額の変更、事業内容の変更） ＊遅延報告書（予定期間の変更等） ＊廃止（中止）届（廃止又は中止の場合）	**中間検査** 電話で日時予約	**中間検査実施** （改修の場合）
③完了実績報告書提出 ・・・完了後30日以内に提出 【令和８年２月６日（金）までに提出】 ・提出書類はチェックリストを参照 ・改修工事は耐震改修証明書交付申請（税制優遇措置が受けられる可能性あり）	**工事完了**	**完了実績報告書確認** ↓審査ＯＫ↓ 市から申請者へ「補助金確定通知書」を送付。
④補助金支払請求書提出	**補助金交付**	申請者へ補助金交付